

岡崎アスリート支援要綱

(趣 旨)

第1条 岡崎市は、市にゆかりがあり、世界・全国レベルで活躍する選手・チーム（以下「岡崎アスリート」という。）を発掘し、地域ぐるみで支え応援することで、地域の一体感を醸成し、子どもたちの夢や地域愛を育むため、岡崎アスリート支援事業（以下「支援事業」という。）を実施する。

本要綱は、支援事業について必要な事項を定める。

(区 分)

第2条 支援事業は、要件によって基本支援、未来支援、重点支援の3つの区分に分ける。

(登録対象者)

第3条 登録対象者は、市内在住歴（住所を有する）、在勤歴、在学歴、市内指定障がい者支援施設等に入所歴がある選手、若しくは市内企業、または市内に関連会社や営業所等を置く企業に属するチーム、市内の学校に属するチーム、または市内クラブチームで岡崎アスリートの趣旨を理解して登録を希望する者とする。ただし、岡崎市暴力団排除条例（平成23年12月21日条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団と関係があるものまたはそのおそれのあるものは登録対象外とする。

2 基本支援の対象は、前項を満たし、かつ全国大会に出場する（または出場した）者とする。

3 未来支援の対象は、第1項を満たし、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 国際大会に出場する（または出場した）もの

(2) プロとして活動するもの

4 重点支援の対象は、第1項を満たし、かつ次の各号のいずれかに該当し、かつ、「岡崎アスリート支援事業重点支援対象者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）によって選考された者とする。なお、次の各号の要件を満たすかどうかの判断および選考委員会への対象者の推薦は岡崎市が行うものとする。

(1) 日本代表として各競技の世界最高峰の国際大会に出場する（または出場した）選手

(2) プロリーグや国内最高峰の競技大会等、またはこれらに次ぐリーグや競技大会等で活躍し、顕著な成績を残しているチーム

(対象大会)

第4条 前条で規定する大会は、次の各項に定めるものとする。

2 全国大会とは、以下の大会をいう。

(1) 国及び全国を統括するスポーツ団体並びに公益財団法人日本スポーツ協会、同協会加盟中央競技団体が主催する大会

(2) 国及び公益財団法人日本障害者スポーツ協会並びに日本パラリンピック委員会（JPC）加盟競技団体が主催する大会

(3) その他市長が認めた大会

3 国際大会とは、以下の大会をいう。

(1) オリンピック・パラリンピック・デフリンピック・スペシャルオリンピックス

(2) アジア競技大会・アジアパラ競技大会

(3) 国、日本オリンピック委員会（JOC）及び公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央競技団体が選手を派遣する世界選手権大会

(4) 国、日本パラリンピック委員会（JPC）及び公益財団法人日本障害者スポーツ協会が選手を派遣する世界選手権大会

(5) ユニバーシアード世界大会

(6) 世界を統括する団体が主催する大会または同等の大会

(7) その他市長が認めた大会

（登録期間）

第5条 登録期間は第11条に定める登録解除がされない限り続くものとする。

（支援および支援対象）

第6条 岡崎アスリートを支援するため、岡崎アスリートの意向を確認したうえで岡崎市は次の各号の支援を可能な範囲で行う。

(1) 岡崎アスリートのカルテを作成し、情報を収集・蓄積することで、各種情報提供や支援者等とのマッチングなど、常に応援・サポートできる体制を整える。

(2) 岡崎アスリートの情報を市ホームページに掲載して、市内外に広くPRを行う。

(3) 岡崎アスリートを様々な面で支援してくれる企業や個人、講演会やスポーツ教室等の依頼者、高校・大学やスポーツチームのスカウトマンなどとのマッチングを行う。

(4) 岡崎アスリートが求める支援を市ホームページ等に掲載することで、企業、講演会やスポーツ教室等の依頼者、高校・大学やスポーツチームの関係者等とのマッチングを行う。

(5) 市政だよりや市のSNS等による情報発信や、市内外で行われるイベント等で紹介をする。

(6) 岡崎アスリートの紹介パネルを作成し、市の施設等に設置する。

(7) 岡崎アスリートが世界・全国レベルの主要な大会に出場する場合や優秀な成績をおさめた場合、横断幕・懸垂幕を作成し掲示することやセレモニーを開催することで、激励または活躍を称える。

(8) 岡崎アスリートが世界・全国レベルの主要な大会に出場する場合、パブリックビューイングを開催し、市民と一体となり応援する。

(9) 施設優先予約者や施設管理者に影響の無い範囲において、岡崎アスリートの練習会場（市の施設）を確保し、選手の競技力維持・向上をサポートする。ただし、練習会場の使用料は、利用者が負担するものとする。

2 基本支援対象者は、前項第1号から第3号までの支援を行う。ただし、岡崎市が必要と認める場合は、前項第4号から第9号の支援を行うことができる。

3 未来支援対象者は、前項第1号から第6号までの支援を行う。ただし、岡崎市が必要と認める場合は、前項第7号から第9号の支援を行うことができる。

4 重点支援対象者は、前項第1号から第9号までの支援を行う。

(岡崎アスリートによる協力)

第7条 岡崎アスリートは岡崎市の求めに応じて次の各号の協力をしなければならない。

- (1) 岡崎市のスポーツ推進活動への協力
- (2) 岡崎市主催の教室・講演会等への選手派遣
- (3) 岡崎市のシティプロモーションへの協力

(支援期間)

第8条 第6条第1項第1号の支援は期間を第5条の登録期間と同じとし、第6条第1項第2号から第9号の支援は期間を次の各号のとおりとする。ただし、岡崎市が必要と認める場合は支援期間を延長することができる。

- (1) 基本支援対象の選手は登録の対象となる大会開催日から2年間とし、チームは登録の対象となる大会開催日から1年間とする。
- (2) 未来支援対象者のうち、大会出場により対象となる者について、選手は登録の対象となる大会開催日から2年間とし、チームは登録の対象となる大会開催日から1年間とする。
- (3) 未来支援対象者のうち、プロとして活動することにより対象となる者はその期間とする。
- (4) 重点支援対象者は、選考委員会が認める期間とする。

(登録申請)

第9条 基本支援および未来支援の登録は、第3条の登録対象者となった以降、次のいずれかの方法での申請により、登録することができる。

- (1) 「岡崎アスリート基本支援・未来支援対象者登録申請書」(別記様式) および「岡崎アスリート登録に関する確認・同意書」(別記様式) をもって申請する。
- (2) 「岡崎アスリート登録・更新申請フォーム」から申請する。

2 登録の対象となる大会への出場により、登録対象者となった者は、次の書類等を添付するものとする。

- (1) 対象大会の開催要項
- (2) 出場を証明できるもの(対象大会の結果が記載された書類または大会プログラムなど。コピーしたものでも可。)
- (3) 岡崎アスリート紹介ページに掲載する写真データ

3 プロとして活動することにより、登録対象者となった者は、次の書類等を添付するものとする。

- (1) プロ契約を証明できる書類等
- (2) 岡崎アスリート紹介ページに掲載する写真データ

4 第1項の申請は、登録をする選手またはチームの場合はその代表者・が行うものとする。ただし、登録をする選手が未成年の場合は、保護者又は所属チームの責任者が行う。

5 登録をする選手の同意が得られた場合に限り、関係者等による代理の申請ができる。

(更新申請)

第10条 前条により登録をした者は、登録情報に変更や追加があった場合、都度「岡崎アスリート登録・更新申請フォーム」から更新申請をするものとする。

(登録解除)

第11条 岡崎市は、次のいずれかに該当する場合は、当該登録を解除することができる。

- (1) 登録されている岡崎アスリートから、登録解除の申し出があった場合。
- (2) 重点支援対象者として登録されている者について、選考委員会が相応しくないと判断した場合。
- (3) 申請書の内容に虚偽や不正があった場合、または登録要件を満たしていないことが判明した場合。
- (4) 登録されている岡崎アスリートが死亡した場合。
- (5) 岡崎市の信用を失墜するような行為もしくは不利益となる行為があった場合。
- (6) その他、岡崎市が登録を解除する必要があると認めた場合。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月17日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日より施行する。